■韮崎市の男女別就業人口の推移



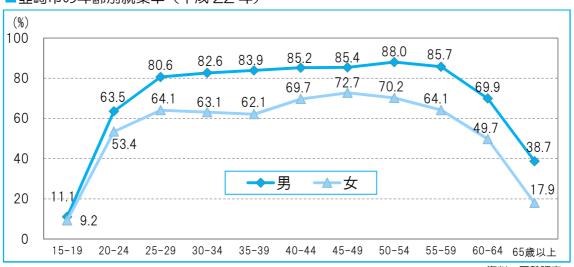
資料:国勢調査

■韮崎市の年齢階級別人口、就業率(平成22年)

	男性			女性		
	人口(人)	就業者数(人)	就業率(%)	人口(人)	就業者数(人)	就業率(%)
総数	13, 661	9, 050	66. 2	14, 063	6, 505	46. 3
15~19 歳	929	103	11. 1	845	78	9. 2
20~24 歳	746	474	63. 5	689	368	53. 4
25~29 歳	949	765	80. 6	749	480	64. 1
30~34 歳	991	819	82. 6	864	545	63. 1
35~39 歳	1, 208	1, 013	83. 9	1, 074	667	62. 1
40~44 歳	1, 062	905	85. 2	1, 081	753	69. 7
45~45 歳	1, 081	923	85. 4	1, 075	782	72. 7
50~54 歳	1, 035	911	88. 0	1, 000	702	70. 2
55~59 歳	1, 181	1, 012	85. 7	1, 165	747	64. 1
60~64 歳	1, 252	875	69. 9	1, 239	616	49. 7
65 歳以上	3, 227	1, 250	38. 7	4, 282	767	17. 9

資料:国勢調査

■韮崎市の年齢別就業率(平成22年)



(3) 少子高齢化の状況

韮崎市の総人口は、平成17年以降ゆるやかに減少しています。また、年齢3区分別の人口をみると、全国的な少子化傾向に比例して、0~14歳(年少人口)が平成7年以降減少に転じており、少子化の傾向にあります。また、年齢3区分別人口の割合でみても65歳以上(高齢者人口)は増加、15~64歳(生産年齢人口)は減少傾向にあり、高齢化が進んでいることがうかがえます。

少子高齢化の進行は全国的にみても避けられず、韮崎市においても高齢化の進展によって、0~14歳、15~64歳の総人口に占める割合は減少しています。

若年労働者の減少は経済成長を制約し、年金・医療・福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担を増大するなど、社会経済全般に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

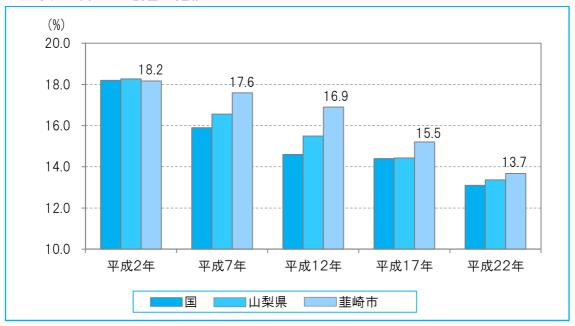
少子化の原因として、結婚観の変化のほかに、根強く残る性別役割分担意識や、それにもとづく雇用慣行、子育て等の社会的支援の遅れなどが、仕事と子育ての両立や子育てに対する負担感を高めていることがあげられます。このような負担を軽減し、子どもを持ちたいと希望する人が、安心して子どもを生み育てることができる社会を築くことが大切です。

■韮崎市の年齢3区分別人口の推移



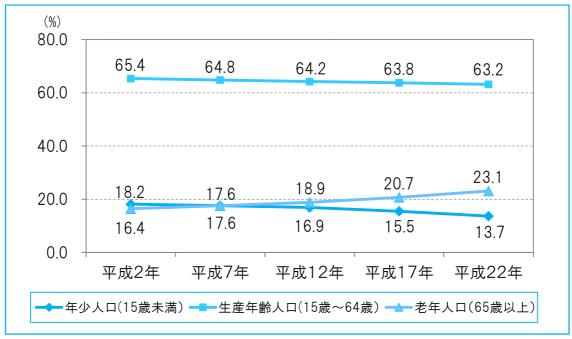
資料:国際調査

■韮崎市の年少人□割合の推移



資料:国勢調査

■韮崎市の年齢3区分別人口割合の推移



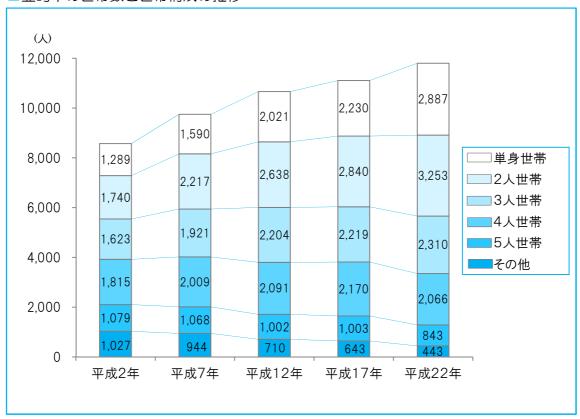
(4) 家族形態の状況

近年では家族のあり方にも変化がみられ、韮崎市においても、一人世帯や夫婦のみの世帯が増加するなど、世帯の小規模化が進んでいます。これは、未婚化・晩婚化の進行を背景に単身者が増加し、さらに、家族と同居しないケースが増加していることや、高齢化の進行に伴い、高齢者の単身者が増加していることが考えられます。

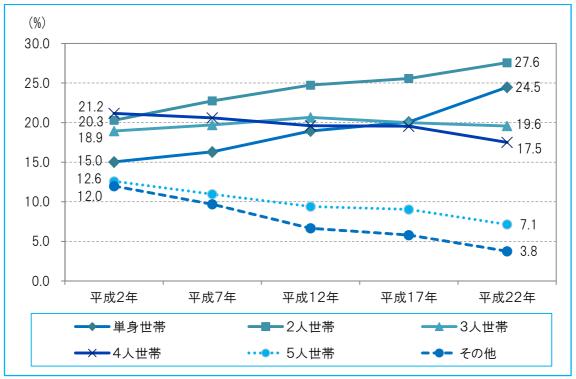
また、核家族化に伴い、これまで家族が担っていた子育て、介護等の機能については、 その基盤がもろくなっているともいえます。

子育て・介護についても、社会全体で担っていくことができるよう、地域、企業等の 理解や協力が必要となってきています。

■韮崎市の世帯数と世帯構成の推移

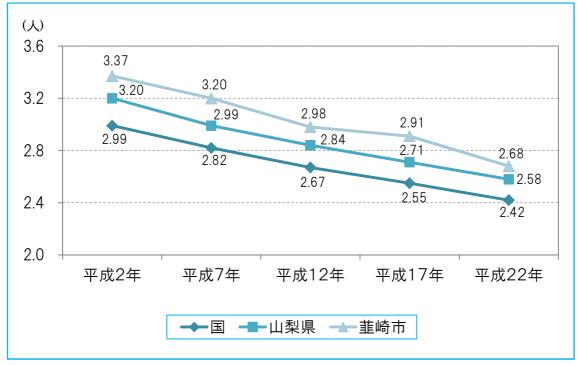


■韮崎市の世帯構成比率の推移



資料:国勢調査

■韮崎市の1世帯当たりの人数の推移



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

- ① 計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、韮崎市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。また、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- ② 計画の策定にあたっては、平成22年(2010年)12月に閣議決定された、 国における「男女共同参画基本計画(第3次)」と、山梨県における「山梨県男 女共同参画計画(第3次)」の内容と整合を図りました。
- ③ 男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者などが協働して、市民一人ひとりが自立して生き生きと暮らせるまち韮崎を実現するために制定した「韮崎市男女共同参画推進条例」を具現化しました。
- ④ 「第6次韮崎市長期総合計画」や「韮崎市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」等との整合を図りながら策定しました。

2 計画期間

本計画の期間は、平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの10年間とします。また、計画期間中、社会情勢等の状況の変化により、見直しの必要性が生じた場合は、必要に応じて関係各課と協議の上、見直しができるものとします。

3 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者、各種団体、教育に関わる人が協働して、市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまち韮崎を目指して、以下に示す「韮崎市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて本計画を推進します。

① 男女の人権の尊重(条例第3条第1号)

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

一人ひとりが自分の個性と能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女ともに確保されることが大切です。

② 社会における制度又は慣行についての配慮(条例第3条2号)

社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動を妨げることのないよう配慮されること。

社会における制度や慣行の中には、男女の社会活動における自由な選択に影響を及ぼすものがあります。このため、これらの制度や慣行を見直す必要があります。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画(条例第3条3号)

男女が、社会の対等な構成員として、市における施策または民間団体における方針の立案及び決定等に、共同して参画する機会が確保されること。

男女共同参画社会を実現するためには、各分野における方針の企画・立案から決定・実施に至るまでの過程に、男女がともに参画できる機会を確保する必要があります。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立(条例第3条4号)

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、 その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、 かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

男女共同参画社会を実現するためには、家族を構成する男女が互いに協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と働くこと、学校に通うこと、地域活動などの両立を図るようにすることが重要です。

⑤ 性と生殖に関する健康と権利の尊重(条例第3条5号)

男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重され、生涯にわたる健康な生活が確保されること。

男性も女性もそれぞれの身体の特徴を十分理解し、思春期、高齢期など生涯を通じて健康が確保されることが重要です。また、差別、強制や暴力によることなく、男女

の対等な関係のもとに、互いの性を理解し合い、自らの意思が尊重されることが必要です。特に妊娠や出産をその身に担う女性の意思を尊重することは重要です。

⑥ 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進(条例第3条6号)

男女共同参画社会の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育、その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。

男女平等についての価値観や意識は、幼少期から学校・家庭・地域における生活や 教育のありかたに大きく影響されます。ジェンダーに敏感な視点で、人権尊重と男女 共同参画の視点を踏まえた教育を推進することが重要です。

⑦ 国際社会の動向を踏まえた取組(条例第3条7号)

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行うこと。

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接に関係していることを理解し、世界的視野のもとで行うことが重要です。

4 計画のめざす方向

本計画は、男女が、お互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、基本理念に基づき、男女がともに豊かな社会を築くことを目指します。

男女が互いに認め合い、協働するまち・韮崎

「男女共同参画」とは、条例第2条第1号に規定する「男女が社会の対等な構成員として互いの人権を尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきことをいう。」という内容を指します。 韮崎市がこれまで培ってきた市、市民、事業者、各種団体、教育に関わる人による「協働」を軸に、男女共同参画を推進します。

■計画のイメージ



男女共同参画の意識づくり

- (1) 男女共同参画についての意識啓発
- (2) 教育における男女共同参画の推進
- (3) 情報発信における人権の尊重
- (4) 国際社会の取り組みとの同調

男女がともに助け合う家庭生活の推進

- (1) 男女がともに家庭責任を担える人づくり・環境づくりの推進
- (2) 子育てがしやすい社会環境の整備
- (3) 介護を支える社会環境の整備

男女がともに担う地域社会づくりの促進

- (1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
- (2) 地域活動への男女共同参画の促進

男女がともに働きやすい職場環境の整備

- (1) 職場における男女平等の確保
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

人権が尊重される社会の形成

- (1) 生涯を通じた健康づくり支援
- (2) 性の尊重についての意識の浸透
- (3) あらゆる暴力の根絶

5 基本目標

本計画を推進するにあたり、社会情勢の変化、市民の意識や日常生活の状況などから みえる韮崎市の課題を踏まえ、今後取り組むべき男女共同参画社会の形成に関する施策 を定め、計画期間内に取り組んでいきます。

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

韮崎市では、これまでも固定的な性別役割分担意識の払拭に関する啓発を推進してきましたが、平成24年(2012年)2月に実施した「韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査」(以下、市民アンケート調査)によると、「夫は仕事、妻は家庭」という考え方についての「賛成」の割合は、「反対」の割合を上回っており、依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることがうかがい知れます。

この固定的な性別役割分担意識は、男女共同参画推進への弊害となっていることから、 根強く残る固定的な性別役割分担意識を是正するため、「韮崎市男女共同参画推進条例」 などについて広く周知し、わかりやすい広報・啓発活動を展開します。

また、男女平等についての価値観や意識は、幼少期から学校・家庭・地域における生活や教育のありかたに大きく影響されることから、男女平等やジェンダーの視点に立った教育・保育を推進し、男女共同参画意識の浸透を図ります。

基本目標2 男女がともに助け合う家庭生活の推進

社会経済情勢の変化などによる共働き世帯の増加や、価値観・ライフスタイルが多様 化する中では、男女が対等なパートナーとして互いに協力しながら、調和のとれた生活 ができることが重要となります。

持続可能な家庭生活を維持していくためには、男女が協働して、それぞれの家庭の状況に応じた家庭内労働の役割分担を進めることが求められています。男性の家事・育児・介護への参画機会を充実させ、家庭における男女共同参画を推進することや、子育てや介護に関する不安や負担を軽減し、安心して子育てや介護ができるような環境づくりの推進に努めます。

基本目標3 男女がともに担う地域社会づくりの促進

少子高齢化、国際化、高度情報化の進展等、社会の急速な変化に対応するためにも、 男女共同参画推進の視点から社会制度や慣行の見直しを行うことが求められています。 韮崎市においてもいまだ地域社会のあらゆる分野において、十分な女性の参画が進ん でいない状況であることから、今後はより一層女性が参画しやすい環境を整えていく必要があります。

固定的な性別役割分担や差別意識にとらわれることなく、男女がともに地域や社会のあらゆる分野に参画できるよう、市の施策または事業者もしくは各種団体における方針の立案及び決定の場に参画しやすい環境づくりを促進します。

基本目標4 男女がともに働きやすい職場環境の整備

男女共同参画社会を形成していくためには、男女ともに働きやすい職場環境の整備が不可欠であり、男女雇用機会均等法などの法令の周知・啓発はもちろんのこと、企業における職場環境の整備や女性の再就職・再雇用への支援も求められています。

また、就業者全て、また家庭生活を営む人において多様なライフスタイルを実現するため、ワーク・ライフ・バランスの考え方を進める必要があります。就業形態、年齢、性別、未婚、既婚を問わず、全ての人が、健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画を通じて自己実現を可能にするとともに、育児・介護を含め、家族が安心して暮らすための責任を果たしていくことが重要です。

このため、子どもや子育て世帯を支援する様々な施策との密接な連携を図りながら、 国、県、企業、労働者などとともに、仕事と家庭生活を両立することができるような環 境づくりの推進に努めます。

基本目標5 人権が尊重される社会の形成

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。特に、女性は妊娠や出産など、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。各ライフステージに応じて、お互いの身体的特徴を十分に理解し、正確な知識を持ち、お互いの性を尊重することができるよう啓発します。また、家庭・職場における暴力に対しては、社会の理解が不十分であり、被害が潜在化しやすい傾向にあります。そのため韮崎市においても、女性・子ども・高齢者等に対するあらゆる暴力の予防と根絶に努めます。